

妊娠週数に関係なく
お申込みいただけます



SUDACHIの はぐくむ子育て保険

ボ ヤ ー ジ ュ

Aflac アフラック生命グループ

正式名称：特別医療保障保険

契約年齢

母子保障プラン：満18歳～満45歳
子ども保障プラン：0歳～満5歳

※母子保障プランは妊婦であること(妊娠週数の制限なし)が
お申込み条件となります。



ママの出産前後の
不安を和らげたい。
子どもの健やかな成長を
一緒に見守りたい。

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。

ご契約の際には「**契約概要**」「**注意喚起情報**」「**その他重要事項**」「**約款**」を必ずご確認ください。

<引受少額短期保険業者>

 **SUDACHI**
SUDACHI少額短期保険株式会社

〒182-8006 東京都調布市小島町2丁目33番地2 アフラックスクエア
URL <https://www.sudachi.co.jp/>

各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

0120-558-075

月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝日・年末年始を除きます。

「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」の特長

- ・「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」は、ママの妊娠中・出産・産後の不安を少しでも和らげたい、子どもの健やかな成長と一緒に見守り、安心をお届けしたい、という想いを込めてつくられた保険です。
- ・ママと子どもの保障をセットにした「母子保障プラン」と、子どもの保障のみの「子ども保障プラン」の2つのプランがあります(詳細はP.6以降をご確認ください)。

ママ



特長
1

妊娠中のママの保険です
妊娠週数に関係なく
お申込みいただけます

お申込みにあたっては、健康状態に関する告知が必要です
健康状態に関する告知がすべて「いいえ」の場合(詳細はP.10をご確認ください)
お申込みいただけます

特長
2

妊娠中・出産・産後に伴うリスクに
備えることができます

妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群、切迫早産、帝王切開や
産後うつ病などの出産に伴う後遺症など、
所定の妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症による入院
(詳細はP.11をご確認ください)を保障します(*1)

子ども



特長
1

ご出産前に
子どもの保障を備えることができます
母子保障プランの場合

特長
2

治療が長期にわたる病気を
保障します

治療が長期にわたる小児がんをはじめとした
小児慢性特定疾病などを保障します(*2)

特長
3

ケガの通院や特定損傷(骨折など)の
治療を保障します

ケガ保障付きコースの場合

⚠ 母子保障プランのママの保障は、**お申込みおよび告知がともに完了した日から1か月の待ち期間(保障されない期間)**があります。
(例:予定よりも出産が早まり、待ち期間中に出産した場合は、切迫早産や帝王切開などを原因とする入院は支払対象となりません。)

⚠ 母子保障プランの子どもの保障は、**お申込みおよび告知がともに完了した日の翌日から1か月経過後に出生した子ども**が対象となります。
(例:2023年12月10日にお申込みおよび告知をした場合、2024年1月11日以降に出生した子どもが保障の対象となります。)

⚠ 子ども保障プランに新規で加入する場合、**がん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)**があります。

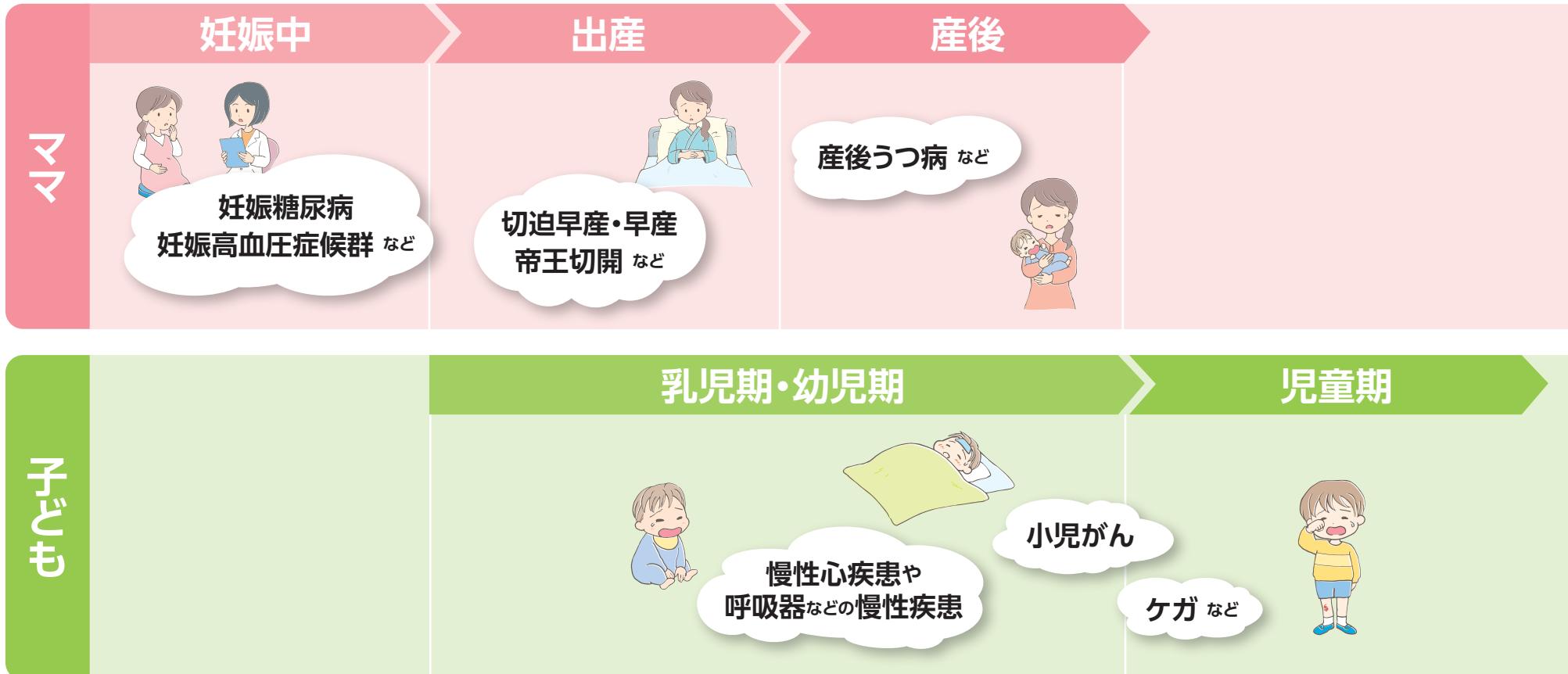
(*1) ママの保障は、1年目は妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症、2年目は出産後の後遺症が保障の対象となり、3年目以降の保障はありません。

(*2) 所定の要件を満たした場合、小児慢性特定疾病を含むすべての病気を保障します(ケガ保障コースを除く)。

妊娠中・出産・産後のママと子どもにはどのような心配事があるの？

■ ママは妊娠中や出産・産後に、治療や入院が必要となる場合があります。

■ 子どもは小さいころから思わぬ病気にかかり、長期の治療となることや、ケガの心配などがあります。





例えば、ママにはこのような心配事が考えられます

つぎのような病気で入院が必要となった場合、

医療費の3割負担に加えて、高額療養費制度(詳細はP.12をご確認ください)では対象とならない

「差額ベッド代」や「入院時の食費」、ご家族のための「家事代行サービス」や

「食事の宅配サービス」などの急な出費が経済的な負担となることもあります。



妊娠高血圧症候群

約3.7%^{(*)1}

の妊婦が経験しています



平均入院日数 約11日^{(*)2}

切迫早産・早産

切迫早産 約14.2%^{(*)1}
早産 約5.6%^{(*)1}

の妊婦が経験しています

平均入院日数 約18日^{(*)2}
※早産(切迫早産含む)

帝王切開

約21.6%^{(*)3}

の妊婦が絏験しています



(*)1)「第2回妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会」の資料1「妊産婦の診療の現状と課題」における2001年から2011年の平均値より

(*)2)厚生労働省「平成26年・平成29年・令和2年患者調査」よりSUDACHI少額短期保険株式会社が平均値を算出

(*)3)厚生労働省「令和2年医療施設(静態・動態)調査(確定数)・病院報告の概況」よりSUDACHI少額短期保険株式会社が算出



思いもよらない子どもの病気により、費用がかかることがあります

子どもの入院・通院・手術などの治療費は、一部を除いて健康保険などの公的医療保険制度、また、小児慢性特定疾病の医療費助成制度(詳細はP.13をご確認ください)を利用することができます。ただし、重大な病気になり治療期間が長期におよび、「患者とご家族の病院までの交通費」や「付き添いのための宿泊費」など治療に伴うさまざまな自己負担が増えることで、家計に大きな負担がかかる場合があります。



小児がん

一般的には15歳未満にみられるがんのことです。

わが国では0歳から14歳の子どものうち、

1年間に2,000～2,300人が小児がんと診断されています。



小児がんの種類は、白血病や脳腫瘍が多く、

他にリンパ腫・胚細胞腫瘍・神経芽腫などがあります。

小児がんは早期発見が難しく、がんの増殖も速いのですが、成人のがんに比べて化学療法や放射線療法に対する効果が極めて高いのも特徴です。

「国立がん研究センターがん情報サービス」をもとに
SUDACHI少額短期保険株式会社が作成



小児がん以外にもさまざまな重大な病気にかかることがあります

長期にわたる治療が必要な「小児慢性特定疾病」とは？

以下①～④すべての条件を満たし、

厚生労働大臣が定めた子どもの慢性疾患のことを小児慢性特定疾病といいます。

16疾患群788疾病(包括的病名を除く)が対象疾病として定められています。(2023年10月現在)

- ①慢性に経過する疾病であること
- ②生命を長期に脅かす疾病であること
- ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

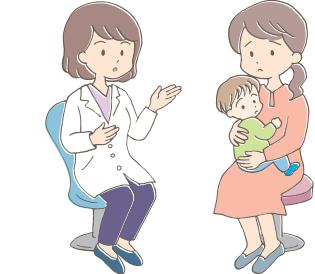
小児慢性特定疾病対策の対象となる疾病は見直されることがあります。

対象となる疾病は、「小児慢性特定疾病情報センター」「厚生労働省」のホームページをご確認ください。

【小児慢性特定疾病情報センター ホームページ】 <https://www.shouman.jp/disease/>

具体的にはどのような病気があるの？

- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 膠原病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常 など



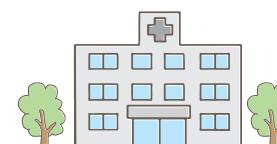
小児慢性特定疾病にかかった子どもはどれくらいいるの？

▶患者数はどのくらい？



約11.5万人^(*)1)

▶平均入院期間はどのくらい？



約43日^(*)2)

(*)1)厚生労働省「令和3年度衛生行政報告例」小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数

(*)2)厚生労働省 令和3年度難病等制度推進事業成果物「小児慢性特定疾病児童とその家族の支援ニーズの把握のための実態把握調査の手引き書」

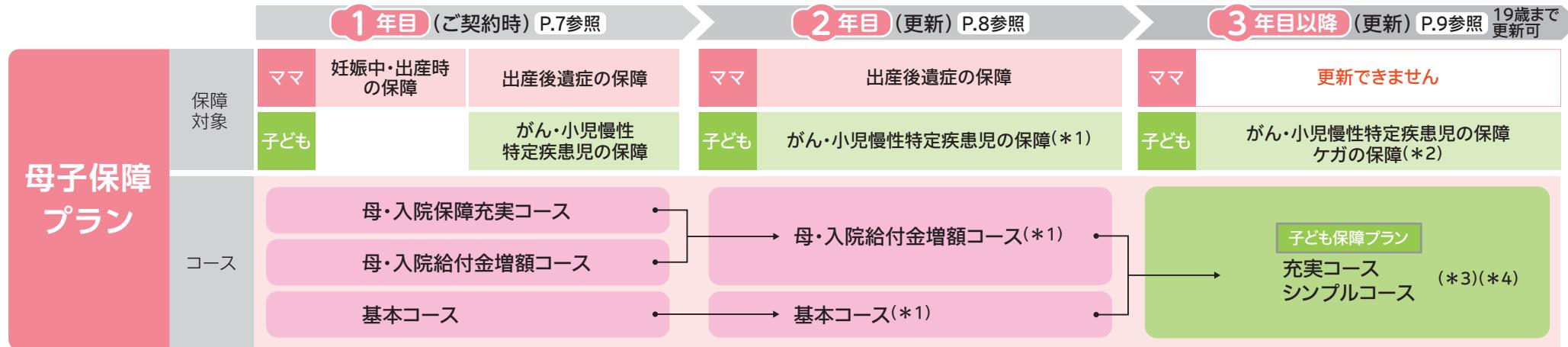
保障プランとコースについて

●「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」は、「母子保障プラン」と「子ども保障プラン」の2つのプランと、各プランの中に複数のコースがあります。

●「母子保障プラン」は、妊娠中・出産・産後の各過程でママが必要とする保障と産まれてきた子どもの保障のため、

1年目→2年目→3年目以降で保障内容・コース・保険料が変更になります。

ママの保障は2年目で終了し、3年目以降は、子どもの保障のみご継続いただけます。



(*1) 更新時に限り、ケガ保障付きコースに変更することができます。ケガ保障付きコースに変更した場合、3年目以降は充実コースとなります。

(*2) シンプルコースにはケガの保障はありません。

(*3) 同じコースで自動更新となります。ただし、ケガの保障(傷害特約)は当社が承諾した場合に継続されます。

(*4) 更新時に限り、所定のコースに変更することができます(ケガ保障コースを除く)。

保障内容

母子保障プラン

1年目



「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」には1保険期間における通算支払限度があり、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ80万円までです。また、給付金ごとにも以下の支払限度があります。詳しくは「契約概要」「約款」をご確認ください。

- ママの妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症(詳細はP.11をご確認ください)による入院、産まれてきた子どものがん・小児慢性特定疾病などに対する保障を備えることができます。

	給付金名	支払事由	支払限度
ママ 妊娠・分娩 に伴う病気 および出産後 の後遺症	妊娠・出産後 特定疾病入院給付金	妊娠・出産時特定疾病(*1)の治療を目的として 継続して10日以上の入院をしたとき	1回の入院(*2)につき 最高60日 ※通算支払日数に制限は ありません
	妊娠・出産後 特定疾病入院一時金	妊娠・出産時特定疾病的治療を目的として 入院をしたとき	1回の入院(*2)につき1回 ※通算支払回数に制限は ありません
子ども 小児がん	がん診断給付金	初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物に ついてそれぞれ更新後の 保険期間を含め1回
	がん入院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的として 入院をしたとき	支払日数は無制限
	がん通院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的として つぎの①②のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) ①所定の治療(手術・放射線治療(電磁波温熱療法を 含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤 治療(経口投与を除く))のための通院 ②通院期間中(*2)の通院	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内) は支払日数無制限 ※通算支払日数に制限は ありません
小児がん以外の 小児慢性 特定疾病など	小児慢性特定疾患 治療一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者証(*3)が交付されていること ②小児慢性特定疾患(がんを除く)の治療を行っていること	・1保険期間に1回 ・更新後の保険期間を含め 通算10回
	小児慢性特定疾患 入院一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者証(*3)が交付されていること ②小児慢性特定疾患を含むすべての病気(がんおよび上皮内新生物 を除く)の治療を目的として、継続して10日以上の入院をしたとき	・1回の入院(*2)につき1回 ・1保険期間に2回 ・更新後の保険期間を含め 通算5回

母子保障プラン 1年目		
母・入院保障 充実コース	母・入院給付金 増額コース	基本コース
1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
1回につき 20,000円	1回につき 10,000円	1回につき 10,000円
一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円		
1日につき 10,000円		
1日につき 10,000円		
1回につき 5万円		
1回につき 20万円		

保険期間1年
(*4)

⚠ 母子保障プランのママの保障は、お申込みおよび告知がともに完了した日から1か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

⚠ 母子保障プランは、お申込みおよび告知がともに完了した日の翌日から1か月経過後に出生した子どもが対象となります。

支払事由などの詳細は「契約概要」「約款」をご確認ください。

(*1) 詳細はP.11をご確認ください。

(*2) 詳細はP.14をご確認ください。

(*3) 詳細はP.13をご確認ください。

(*4) 更新後の保険料は、更新日現在の第二被保険者(母親)の満年齢・保険料率および保障内容によって決まります。

保障内容

母子保障プラン 2年目



「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」には1保険期間における通算支払限度があり、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ80万円までです。また、給付金ごとにも以下の支払限度があります。詳しくは「契約概要」をご確認ください。

- ママの出産後の後遺症(詳細はP.11をご確認ください)による入院、子どものがん・小児慢性特定疾患などに対する保障を備えることができます。
- 子どものケガの保障が付加されたコースに変更することもできます。^(*)1)

ママ	出産後の後遺症	給付金名	支払事由	支払限度	母子保障プラン 2年目			
		特定入院給付金	出産後特定後遺症(*2)の治療を目的として継続して5日以上の入院をしたとき	1回の入院(*3)につき最高60日※通算支払日数に制限はありません	母・入院給付金増額コース	基本コース	母・入院給付金増額コース(ケガ保障付き)	基本コース(ケガ保障付き)
子ども	小児がん	がん診断給付金	初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物についてそれぞれ更新後の保険期間を含め1回	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円			
		がん入院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的として入院をしたとき	支払日数は無制限	1日につき 10,000円			
		がん通院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的としてつぎの①②のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) ①所定の治療(手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く))のための通院 ②通院期間中(*3)の通院	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内)は支払日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません	1日につき 10,000円			
子ども	小児がん以外の小児慢性特定疾患など	小児慢性特定疾患治療一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾患医療受給者証(*4)が交付されていること ②小児慢性特定疾患(がんを除く)の治療を行っていること	・1保険期間に1回 ・更新後の保険期間を含め通算10回	1回につき 5万円			
		小児慢性特定疾患疾病入院一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾患医療受給者証(*4)が交付されていること ②小児慢性特定疾患有むすべての病気(がんおよび上皮内新生物を除く)の治療を目的として、継続して10日以上の入院をしたとき	・1回の入院(*3)につき1回 ・1保険期間に2回 ・更新後の保険期間を含め通算5回	1回につき 20万円			
ケガ	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	・同一の事故によるお支払いは1回のみ ・継続後の保険期間を含め通算10回	1回につき 5万円				3年目以降は、子ども保障プランに自動更新 保険期間1年(*5)
	災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	・同一の事故による通院について30日 ・継続後の保険期間を含め通算180日	1日につき 3,000円				

(*)1)自動更新前の所定の期間内に、お客様からお申し出いたしましたことによりプラン・コースの変更が可能ですが、ご希望される場合、詳細は「契約概要」をご確認ください。

(*)2)詳細はP.11をご確認ください。

(*)3)詳細はP.14をご確認ください。

(*)4)詳細はP.13をご確認ください。

(*)5)更新・継続後の保険料は、更新・継続日現在の第一被保険者(子ども)の満年齢・保険料率および保障内容によって決まります。ケガの保障(傷害特約)は当社が承諾した場合に、特約の保険期間満了日の翌日に継続となります。

支払事由などの詳細は「契約概要」「約款」をご確認ください。

母子保障プラン

子ども保障プラン

3年目以降

1年目以降



「SUDACHIのはぐくむ子育て保険 ボヤージュ」には1保険期間における通算支払限度があり、第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ80万円までです。また、給付金ごとにも以下の支払限度があります。詳しくは「契約概要」をご確認ください。

- 子どものがん・小児慢性特定疾病などに対する保障を備えることができます(充実コース・シンプルコース)。
- ケガに対する保障を備えることができます(充実コース・ケガ保障コース)。

				子ども保障プラン			保険期間 1年 (満19歳まで自動更新) <small>(*3)</small>
				充実コース	シンプルコース	ケガ保障コース	
子ども	小児がん	がん診断給付金	初めてがんまたは上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物についてそれぞれ更新後の保険期間を含め1回	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	—	
		がん入院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的として入院をしたとき	支払日数は無制限	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	—
		がん通院給付金	がんまたは上皮内新生物の治療を目的としてつぎの①②のいずれかの通院をしたとき(往診を含む) ①所定の治療(手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く))のための通院 ②通院期間中(*1)の通院	①支払日数は無制限 ②通院期間中(365日以内)は支払日数無制限 ※通算支払日数に制限はありません	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	—
小児がん以外の 小児慢性 特定疾病など	小児慢性特定疾患児 治療一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者証(*2)が交付されていること ②小児慢性特定疾病(がんを除く)の治療を行っていること	・1保険期間に1回 ・更新後の保険期間を含め通算10回	1回につき 5万円	1回につき 5万円	—	
	小児慢性特定疾患児 疾病入院一時金	つぎの①②のすべてに該当したとき ①小児慢性特定疾病医療受給者証(*2)が交付されていること ②小児慢性特定疾病を含むすべての病気(がんおよび上皮内新生物を除く)の治療を目的として、継続して10日以上の入院をしたとき	・1回の入院(*1)につき1回 ・1保険期間に2回 ・更新後の保険期間を含め通算5回	1回につき 20万円	1回につき 20万円	—	
ケガ	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	・同一の事故によるお支払いは1回のみ ・継続後の保険期間を含め通算10回	1回につき 5万円	—	1回につき 5万円	
	災害通院給付金	不慮の事故によるケガによって事故の日から180日以内に通院をしたとき	・同一の事故による通院について30日 ・継続後の保険期間を含め通算180日	1日につき 3,000円	—	1日につき 3,000円	

⚠ 母子保障プランの3年目以降は、子どもの保障のみとなり、ママの保障はありません。

⚠ 子ども保障プランに新規で加入する場合、がん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

支払事由などの詳細は「契約概要」「約款」をご確認ください。

(*1)詳細はP.14をご確認ください。

(*3)更新・継続後の保険料は、更新・継続日現在の第一被保険者(子ども)の満年齢・保険料率および保障内容によって決まります。

(*2)詳細はP.13をご確認ください。

ケガの保障(傷害特約)は当社が承諾した場合に、特約の保険期間満了日の翌日に継続となります。

Q1

妊娠中であれば週数に関係なく申込み可能とありますが、その他に条件はありますか？

A1

1～4の告知項目がすべて「いいえ」の場合に、お申込みいただけます(母子保障プランの場合)。お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。また、告知項目以外のお引受け条件は、下記<引受条件>をご確認ください。

1 【現在】入院中ですか？

2 【最近3か月以内に】診断確定のための検査(*1)・先進医療(*2)・入院・手術(*3)をうけたこと、またはうけるようすすめられたこと(*4)がありますか？(ただし、診療完了している場合は除きます。)

3 【今回の妊娠において】次のいずれかにあてはまるものがありますか？
 ①手術(*3)をうけるようすすめられたことがある
 または、手術(*3)や人工妊娠中絶の予定がある
 ②表Aの病気や所見、あるいはその疑いの指摘をうけたことがある(妊婦健診での指摘も含む)

○切迫流産	○切迫早産	○前期破水	○羊水過多症
○羊水過少症	○子宮頸管無力症	○妊娠高血圧症候群	○前置胎盤
○癒着胎盤	○伝染性紅斑(りんご病)	○風疹	
○サイトメガロウイルス感染症		○梅毒	
○トキソプラズマ感染症		○性器ヘルペス	○卵巣のう腫
○卵巣しゅよう	○子宮頸がん(子宮頸部の悪性新生物)		○多胎妊娠
○胞状奇胎			

表A

4 【過去5年以内に】次のいずれかにあてはまるものがありますか？

- ①帝王切開または人工妊娠中絶、子宮筋腫核出術、子宮頸部円錐切除術をうけたことがある
 ②表Bの病気や所見で医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがある

表B

- | | | | |
|-------|-----------------------------|---------------------|---------------|
| ○切迫流産 | ○流産 | ○切迫早産 | ○早産 |
| ○前期破水 | ○子宮頸管無力症 | ○妊娠高血圧症候群 | ○前置胎盤 |
| ○癒着胎盤 | ○第4度会陰裂傷(腸管の縫合修復を必要とした会陰裂傷) | | |
| ○胞状奇胎 | ○不妊症 | ○高血圧症 | ○糖尿病 |
| | | ○ヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染症 | ○精神の病気や異常(*5) |

(*1)医療機関で傷病名を診断するために行う検査をいい、妊婦健診・健康診断・人間ドック・がん検診で「要再検査」「要精密検査」などの指摘によりうける検査も含みます。ただし、妊娠の診断確定のための検査は除きます。

(*2)歯科で行う先進医療も含みます。

(*3)手術には帝王切開、人工妊娠中絶、内視鏡・レーザー・カテーテルによるものも含みます。また、手術をうけるようすすめられたことには、手術の選択肢を提示された場合も含みます。

(*4)正常分娩のための入院をすすめられた場合は除きます。

(*5)統合失調症、自律神経失調症、うつ病、産後うつ病、躁うつ病、パニック障害、アルコール依存症、拒食症や過食症などの摂食障害を含みます。

<引受条件>

- 被保険者が、すでに当社の保険に加入している場合はお申込みいただけません。第一被保険者(子ども)および第二被保険者(母親)それぞれ1証券のみご契約いただけます。
- 契約者は、第一被保険者(子ども)の親権者(父親、または母親=第二被保険者)に限ります。
- その他、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

Q2

ママの保障内容は、1年目と2年目では、どのように変更になるのでしょうか？

A2

1年目は、**妊娠・出産時特定疾病**の治療を目的として1日以上入院した場合に「妊娠・出産後特定疾病入院一時金」、
継続して10日以上の入院をした場合に「妊娠・出産後特定疾病入院給付金」がそれぞれ支払対象となります。

2年目は、**出産後特定後遺症**の治療を目的として、**継続して5日以上**の入院をした場合に「特定入院給付金」が支払対象となります
(1日以上の入院が支払対象となる入院一時金はありません)。

3年目以降の保障はありません。

Q3

「妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症」とはどのような疾病ですか？

A3

例えば、以下のような疾病が対象となります。

1年目

**妊娠・分娩に伴う病気および出産後の後遺症
(妊娠・出産時特定疾病)**

- ・切迫流産
- ・妊娠高血圧症候群
- ・帝王切開
- ・切迫早産
- ・妊娠糖尿病
- ・骨盤位経産分娩
- ・子宮頸管無力症
- ・産褥感染症
- ・産後うつ病
- ・胎盤遺残(胎盤残留)

2年目

**出産後の後遺症
(出産後特定後遺症)**

- ・産後うつ病
たいばんいざん
- ・胎盤遺残(胎盤残留)

など

など

Q4

高額療養費制度とは、どのような制度ですか？

A4

高額療養費制度とは、公的医療保険制度のひとつです。

同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が支給される制度です。

※2023年10月現在の公的医療保険制度に基づいて記載しています。
詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

(*2)世帯ごとの合算については、所定の条件があります。

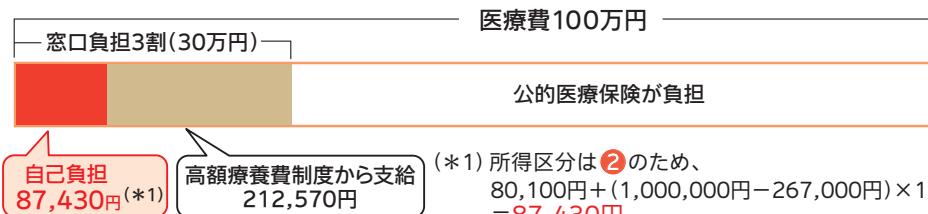
(*3)同一世帯(健康保険など同じ公的医療保険制度に加入している方に限ります)で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

69歳以下の場合

例 30歳 女性
(所得区分②の場合)



1か月で100万円の
医療費がかった場合 > 自己負担額は **87,430円**



所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)(*2)	4回目からの 自己負担限度額(*3)
① ~年収 約370万円	57,600円	44,400円
② 年収 約370万円 ~約770万円	80,100円 +(総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 年収 約770万円 ~約1,160万円	167,400円 +(総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
④ 年収 約1,160万円~	252,600円 +(総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

Q5

小児慢性特定疾病の医療費助成制度とは、どのような制度ですか？

A5

小児慢性特定疾病の医療費助成制度とは、小児慢性特定疾病にかかっている**18歳未満の児童等**(*)について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。
世帯の所得に応じた自己負担上限額が決められています。

(*) 18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する方に限り満20歳未満まで延長可能。

Q6

小児慢性特定疾病医療受給者証は、どのようにして交付されますか？

A6

以下のようにして小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されます。



※必要書類は自治体ごとに異なる場合がありますので、お住まいの「自治体窓口」にご確認ください。

※詳細は厚生労働省および小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご確認ください。

Q7

入院を保障する給付金の「1回の入院につき最高60日」や
 「1回の入院につき1回」という支払限度について、
 1度退院してまた入院した場合、どのような取扱いになりますか？

A7

退院した翌日から、その日を含めて180日以内に
 入院(原因が異なる入院を含む)をした場合、「1回の入院」とみなします。



Q8

子どもの「がん通院給付金」の対象となる通院期間とは、どのような期間ですか？

A8

つきの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間をいいます。

「がん」の場合	①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日
「上皮内新生物」の場合	①初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 ②「上皮内新生物」の治療を目的とする手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療(経口投与を除く)・ホルモン剤治療(経口投与を除く)のいずれかを受けた日 ③「上皮内新生物」の治療を目的とするがん入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日

病気やケガをしたときの不安や悩みなどをサポートします

オンライン 医療相談サービス

ご利用できる方

ご契約者様

提供:(株)メディカルノート

月10回まで
相談料 無料

専用アプリから
ログイン ➞ 

オンライン
医療相談サービスに
関する注意事項

- このサービスは、(株)メディカルノートが提供するサービスであり、SUDACHI少額短期保険株式会社の保険契約に基づく保障として提供されるサービスではありません。
- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- ご加入いただいている医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。医療保険のご契約が終了している場合、または失効している場合はご利用いただけません。

専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関する様々な悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。

- このサービスのご案内は2023年12月現在のものです。将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- 詳しくはお申込み完了後にご案内するマイページをご確認ください。

妊娠・出産・育児期の ママにうれしい サービスのご紹介

- ・「パンフレット」に記載の保障内容などは2023年12月現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の「当社」とはSUDACHI少額短期保険株式会社のことをいいます。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”に関する注意点など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お申込みに関するお問い合わせは

<募集代理店> (SUDACHI少額短期保険株式会社は代理店制度を採用しています)

当代理店はお客様と引受少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

